

平成20年4月から 児童扶養手当の一部が支給停止になります

平成20年4月分以降の児童扶養手当について、支給開始の月から5年を経過した場合などに、母として手当を受給している人に限って、手当の2分の1が支給停止されることになりました。

ただし、受給資格者の方が就労している場合や求職活動をしている場合、障害の状況にある場合などは、一部支給停止措置が適用されることはありません。対象者へは、5年を経過する月などの2ヶ月ほど前に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を送付しますので、定められた期限までに必ず手続きをしてください。

一部支給停止となるのは…

①支給開始の月の初日から起算して5年

(平成15年4月1日に受給していた方は、平成15年4月1日から起算して5年)

②手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年

(平成15年4月1日に支給要件に該当していた方は、平成15年4月1日から起算して7年)

※ただし、認定請求時に3歳未満の児童を監護している場合は、その児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から起算して5年

◎ 上記の期間に達しても、次の条件に該当する場合は一部支給停止が適用されません。それぞれに記載してある書類のいずれかを添付して必ず一部支給停止除外事由届出書を提出してください。

1 就業している場合

雇用主による証明書、賃金の支払明細書の写し、受給資格者が被保険者である健康保険証の写しなど

2 求職活動その他自立を図るための活動をしている場合

福祉事務所等で母子自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を受けていることの証明書、母子家庭等・自立支援センターで就業相談や講習会等を受けていることの証明書、公共職業安定所で求人情報の提供や職業相談等を受けていることの証明書、民間職業紹介事業所で就業相談や講習会等を受けていることの証明書、職業能力開発・向上のために専修学校その他養成機関に在学していることの証明書(在学証明書) など

3 障害の状況にある場合(障害基礎年金1級または2級を受給できる程度の状態の場合)

身体障害者手帳1級・2級・3級の写し、療育手帳(A)の写し、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の写し、医師の診断書など

4 疾病・負傷または要介護状態にある場合

特定疾患医療受給者証の写し(難病のケース)、特定疾病療養受療証の写し(長期高額療養費の指定を受けた人口透析慢性腎不全、血友病、HIV患者のケース)、負傷・疾病により療養等が必要であることを証する医師の診断書など

5 受給資格者が監護する児童または親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態にあることなどにより、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

当該児童または親族が障害や負傷・疾病等の状態にあることを明らかにする書類など